

通報先はどこですか？

「通報先」は、**事業者内部(労務提供先)**
行政機関(処分等の権限を有する行政機関)
その他の事業者外部(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)
の3つであり、それぞれ保護要件が定められています。

事業者内部(労務提供先)

労働者の労務提供先の違いにより、以下の3つに分かれます。

| | |
|---------------------------|------------|
| 労働者が雇用元の法令違反を通報しようとする場合 | 雇用元の事業者です。 |
| 派遣労働者が派遣先の法令違反を通報しようとする場合 | 派遣先の事業者です。 |
| 労働者が取引先の法令違反を通報しようとする場合 | 取引先の事業者です。 |

なお、労務提供先の事業者が、あらかじめ通報先として、弁護士等を定めている場合には、そこへの通報も事業者内部への通報になります。

行政機関(処分等の権限を有する行政機関)

通報先としての「行政機関(処分等の権限を有する行政機関)」とは、**通報の対象となる法令違反行為について、法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関**のことです。

どの行政機関が「処分等の権限を有する行政機関」に当たるかは、各法令に基づき定まっています。

(注) 「行政機関」には、各省庁等のほか、都道府県などの地方公共団体も含まれます。

その他の事業者外部(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)

「その他の事業者外部」とは、**通報の対象となる法令違反の発生や被害の拡大を防止するために必要と認められる者**です。被害者又は被害を受けるおそれのある者を含みます。

例えば、**報道機関** **消費者団体** **事業者団体** **労働組合**
周辺住民(有害な公害物質が排出されている場合)

など様々な主体が該当します。

なお、ライバル企業など「労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」は除かれます。